

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和4年8月5日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 府綾部市城山町8番地		京都	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 綾部エンプラ株式会社 代表取締役 佐藤 紀之		
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	20台	0台	5台	20台
	冷蔵機器及び冷凍機器	6台	0台	0台	6台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	85.29	キログラム	0	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0.36	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	四半期に1回定期的に巡回点検実施し漏洩防止に努めている。			
	廃棄時	廃棄時は府の登録を受けた回収業者に依頼し、立会いの下回収廃棄している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	冷房暖房使用開始前は試運転を行い正常か確認している。			
	廃棄時	廃棄時は府の登録を受けた回収業者に依頼し、立会いの下回収廃棄している。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	順次更新時には温暖化係数が低いR32冷媒に更新する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。